



災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 副委員長 木口 充

東日本大震災から1年5カ月が過ぎましたが、故郷に戻りたくても戻れない、あるいは、もう戻りたくないと故郷から決別する辛い選択をされている方など、関西など遠隔地に避難されている多くの方は、いまだ先が見えない大きな不安を抱えて避難生活を強いられている現状があります。

大阪弁護士会災害復興支援委員会では、大阪府下に避難されている方々の生の声を聞き取り、そこから、あるべき避難者支援法制に向けての立法事実を見いだすべく、約170世帯の避難者への原則訪問調査を実施しました。

そこから見えてきたもの。避難の決意をした理由は圧倒的に原発の危険・健康被害から逃れるためであること、区域外避難者の多くは避難すること自体に相当な苦悩、悩みがあったということ、地元に戻らないという選択をされた方が約半数にも及ぶということ、現在の生活設計が極めて不安定であること、健康面での不安を多くの方が抱えていること、個人情報保護法が壁となって避難者への情報が不足していること等です。

6月27日に、ようやく「東京電力原子力事故により被災した子供を始めとする住民等の生活を守り支えるための避難者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が制定されました。そこでは、これまで、原子力政策

を推進してきた国の社会的責任を認めたものの、避難先自治体がなすべき具体的責務、支援の具体的内容が先送りされており、今後、支援対象地域の基準の決定を含めて基本方針が策定されるに止まっています。しかし、今後の予定は何ら示されておりません。

大阪府下避難者支援団体等 連絡協議会の開催

7月13日に大阪弁護士会館にて定例の協議会が開催され、約60団体（90名）の参加を得て、各支援団体の活動報告、今後の連絡会のあり方について議論しました。

第25回日弁連司法シンポジウム プレシンポジウムの開催

7月21日（土）13時30分～16時30分に第25回日本弁護士連合会司法シンポジウムプレシンポジウム「避難者支援法制の確立に向けて～広域避難者の実態調査を中心に～」が大阪弁護士会館で開催されました。また、それに先立ち20日（金）に、プレシンポの基調講演者の一人であり、チェルノブイリ法の研究者である尾松亮氏によるチェルノブイリ法の詳細な解説、勉強会が開かれました。

プレシンポ当日は、これまでの委員会での聞き取り調査での分析結果を紹介し、尾松亮